

招集期日 平成23年11月30日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 11月30日(水曜日)午前 9時28分

閉 会 11月30日(水曜日)午後 1時34分

出席委員	委員長	齋藤 國男	副委員長	向口 文恵
	委員	吉澤 かつら	委員	山本 秀和
	委員	野口 哲次	委員	平山 五郎
	委員	近藤 常雄	委員	金子 俊雄

欠席委員 な し

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井 栄治 佐藤 大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時28分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、組合の設立1件、補正予算1件の計4件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第99号の組合の設立、第89号、第90号の各条例の審査に続き、議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算のうち所管のものの審査の順とし、議案第100号については、消防所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの、選挙管理委員会事務局所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

△ 議案上程

議案第99号 埼玉西部消防組合の設立について

委員長 議案第99号 埼玉西部消防組合の設立についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

消防長 おはようございます。議案第99号 埼玉西部消防組合の設立について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成18年の消防組織法の改正によります国の市町村の消防の広域化に関する基本指針を受け、平成20年に策定されました埼玉県消防広域化推進計画の枠組みであります所沢市、飯能

市、狭山市、入間市及び日高市は、平成22年1月21日に埼玉県消防広域化第4ブロック協議会を設置し、さまざまな検証を行ってまいりました。その結果、本年8月の第5回の協議会におきまして、スケールメリットを生かした構成5市の第4ブロックの消防の広域化を進める合意がなされたものでございます。このことから、平成25年4月1日から構成5市による消防事務を共同処理するため、地方自治法第284条第2項の規定により、規約を定め、埼玉西部消防組合を設立し、消防の広域化を図るものでございます。

組合規約の内容につきましては、第1章、総則といたしまして、組合名称、共同処理する事務等について定め、第2章、議会では議会の組織や議員の任期等、第3章、執行機関といたしましては組合管理者や監査委員等、第4章、経費では経費の支弁方法といたしまして、構成市の負担割合について規定しているものでございます。

以上で議案の概要説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

その前に、答弁者の方の役職とお名前を、消防長以外、お願いいたします。

それでは、質疑を願います。

平山委員 きのうの総括質疑でもありましたのですが、現在の相互応援協定と消防広域化による大規模災害における消防体制の違いがありました。ここで再度消防広域化、再編による具体的な災害活動について伺いいたします。

消防署長 署長の竹田でございます。まず、ただいまのご質疑の相互応援協定と広域再編後の違いについてお答えを申し上げます。

現在市町村間で応援協定では、それぞれの消防本部で指揮系統が違っております。大規模災害が発生した場合、周辺の消防本部からの応援要請を受けまして、出動するため、若干おくれるような場合が発生しております。というのは、各災害が発生した場合、消防本部の通信指令室というところに一回119番なりの通報で入ります。そこで知り得た災害情報をもとに、その消防本部に出動指令というものをかけて、その消防本部、1消防本部で出動しております。それが広域再編後ということで、この想定でいきます5市が1つの通信指令室を持ちますので、5市の管内で事案が発生した場合、すべて1つの通信指令室のほうに災害情報が入ってきます。そこで出動指令をかけて、現在でいえば4消防本部のすべてに出動指令の内容が一斉にそこでボタン1つで入ると。その状態が出ていくという一斉に出ると、現在の応援協定でいきますと、一回入ったものの状況を判断して、よその消防本部の通信指令室に電話なりの要請をして、そこから出るということで、若干指令を出すまでの幅があるということで、変わってきます。

また、それぞれの4消防本部で指揮系統が異なっております。若干、基本は基本であるの

ですが、あくまでも出動隊が活動する内容については災害が発生した場所の消防本部の消防長の指示のもとに活動するような形になっておりますが、それが広域になった場合、事前に4消防本部の消防長、今度トップが1人になりますので、事前命令の中で統一された部隊運用ができるということで、事案に取っかかるまでの時間がやはり短縮できるということで、その差があるものだと思っております。

それから、大規模災害ということで想定を、大規模といいますと、さきにあった阪神・淡路あるいは東日本というのは大規模ではなくて、それを越えた規模ということで判断をしていただきたいと思っております。大規模という部分は、ある一定の工場、大きな工場とか、例えば住宅密集地で火災等が4棟、5棟、それが同時に発生しているというようなのが大規模というふうに我々消防本部のほうは思っております。その時点で出動していくものが通常の木造火災なら通常の災害というとらえ方をしております。ですから、災害の一般の市民が119番をかけてきたときに、その状況で判断をして、何棟、数棟燃えているというのは大規模で、きのうも消防長のほうから議場で発言されたように、第2出動、第3出動というのがありますが、その通報の中で第2出動をかけられて、現在よりも多くの消防隊を同時に出動させられるということの差があるということで答弁とさせていただきます。

平山委員　きのうの総括でも消防長、企画部長の答弁にもあったわけですが、経費の支弁方法について伺いたいと思っております。その中で、構成市の負担方法、それから基準財政需要額割とありますが、財政の見通しについて伺いたします。

消防本部次長　消防本部次長の橋本といいます。よろしく申し上げます。

今経費についてのことでございます。経費につきましては、当初、広域当初、平成25年度につきましては、現在の消防費の原資の割合でスタートするというのが基本でございます。運営計画ではそういうふうな形、また規約でそういうふうな形で進めております。そうしますと、いわゆる各市の事情で予算がばらつきがあると、これをやはり同じ基準で負担をしていこうという部分で、基準財政需要額という部分がありますので、消防費に対する各市の基準財政需要額、これはいわゆる計算方法が一定なものですから、各市が一定になるという部分で、それをもとに、その基準財政の割合で負担していこうというのが将来の広域後の5年間の考え方という形で今お示しをさせていただいております。それにつきましては、いわゆる原資の割合、それから基準財政の割合はやはり違いますので、これをここに近づけていくと、原資の割合を近づけていく。ただ、中にはやはり5年間で、一気に1年間で近づけることなく、5年間で5分の1ずつ積み重ねて、基準財政に持っていくと、そういう5分の1、5分の2、5分の3、5分の4、5分の5という部分で近づけていって、各市が同じ基準で賄えるような割合という形です。ただ、将来も、あくまでもこれはなるべく今の原資のままで、その割合で負担していこうというものでございますので、基準財政を目標にということでは

今の段階ではございませんので、割合だけをとらえるという部分をご理解いただきたいというふうに思っております。そういう形でよろしいですか。

平山委員 それでは、消防広域化の全体についてちょっと伺いたいと思います。

3月11日に発生した東日本大震災では、原発事故が我々がまだ経験したことがないような事件だったわけでありまして、それに2次的、3次的な被害も多く発生をいたしました。広域組織再編後における消防体制の基盤強化の推進、消防力の向上については具体的にどのように考えているか、お伺いします。

消防本部次長 お答え申し上げます。

今東日本大震災につきましては、本当に消防としても緊急援助隊、入間市からも救急隊を派遣して、消防の総力を挙げて全国の消防力を結集した活動をさせていただいたというふうに思っております。その中で放射能、我々救急隊員も放射能、福島のように派遣しましたけれども、そういう部分で非常に装備、それから人員、いわゆる消防総合力の強さをこれからつくっていかなくてはいけないと、なおさらそういうふうに感じたところでございます。今阪神大震災から改めて都市型の大震災、それから今回のいわゆる沿岸部の大震災という形で、非常に地震は起きますけれども、災害の概要が全然違うと、今後そういうようなものが予想されると。そういういろいろな災害、地震、洪水、台風、いろいろなものにこれから災害対応していく消防の責任を果たしていくという部分で、国も県も市も消防力整備指針を見直しをして、災害対応していく。例えばはしご車につきましては、今までは、阪神大震災前は各署所に、いわゆる分署にもはしご車を、高層建物があれば、置きましょうと、これがいわゆる高層化、今現在の日本の高層化における必要性という形で整備してきましたけれども、阪神・淡路大震災以降、国でも、やはりはしご車が幾らあっても、救助できないのだと、消火できないのだと。これは、だからとりあえずまずはしごは消防署に1台あって、それであとその他の資機材とか後方支援車だとか、そういう災害に対応できる特殊車両を整備していかなくてはいけないという部分で見直しをかけました。ここで我々もそういった部分で、では災害対応にしていくために今入間市の消防が、15万都市の消防が、国も30万以下の消防を強くしなくてはいけない、本当に危機感といいますか、消防の責務を果たすという上で危機感があるのだと。それは何かというと、やはり通常の災害で民家が燃えた、入間市の場合はポンプ車4台が行くと。運営計画でお示しをさせていただいているとおり、広域になれば9台のポンプ車が行くと。そういう強さ、初動の大切さ、先般消防長も議会で説明させていただいたとおり、やはり現場で待っている市民というのは、火災であれ救急であれ、1分1秒を早く到着してもらいたい、また早く消してもらいたい、早く救助してもらいたいという、そういう現状の思いがあるわけです。そういうところをいかにして我々が今以上の強さを持った消防をつくり上げていくかということ、やはり広域が必要だろうということで広域を進めて、

少しでも早く、いわゆる直近方式、それから部隊の増強、いわゆる強さ、そういった部分を広域で、周辺の消防力を結集して対応していくと、そういう部分で強いものを目指すということで今進めているものでございます。大規模災害につきましてもそういうふうな形で、我々入間市が救急で出ていく、我々も受ける、我々も出ていくという部分はありますけれども、やはりそういったところで後方支援も含めて、支援隊も含めて、みんなで力を合わせて災害対応していくという部分では広域を目指す部分で大きな点でもございます。

以上でございます。

野口委員 今橋本次長が答弁された広域による消防力の強化に関して、2点ちょっとお聞きしたいのです。

1点は、災害時の伝達系統ということで、広域の計画の冊子の47ページに図がかいてある、これ非常に興味持って見ているのですが、署長がさきにおっしゃられた大規模災害が(1)の局地的災害に当たるということで、1つの市の消防署から第4ブロックの消防本部に報告があつて、直接の市というか、近いところに出動命令があつて、それを含めて、程度に応じて各市というか、消防署にばつと指令が回ると、これはよくわかるのです。ところが、(2)の広域的災害、これ5の災害現場というか、広域的災害、図がありますけれども、各消防署から第4ブロックの警防本部というか、本部、対策本部みたいなところに報告が行って、出動命令が出て、各消防署から出動すると。これ素人感覚からすれば、もう広域災害、阪神・淡路大震災もしくは東日本大震災みたいな状況が警防本部に集まるわけです。そうすると、錯綜して、素人感覚からすれば、入間市の消防署が各自で判断したほうが早いのではないかと思うのです。その点はどんな、私のイメージの感覚ではどういうふうな運営がされているのですか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

大規模災害のときにつきましては、各市に消防署、入間市でいえば入間消防署があつて、大災害になった場合、いろいろな各所で、構成5市も同じような状況で被害があるという場合には、消防署長がいます。各市に消防署長がいます。その消防署長は、管轄のエリアを防御するという責務があります。この消防署長は、市の、入間市の災害対策本部の災害対策本部の委員でもおる。それを併任するという、埼玉西部消防局の署長であり、防災の委員でもございます。これらを、当然大規模災害になれば、市役所に行って、情報を入れたり、もらったり、また各消防団から現場本部を通じてもらうと、そういうシステムは今と一緒にございます。ですから、広域になった場合に集約が、情報が、いわゆる警防本部という所沢に今予定しています消防本部にすべて入るわけではございません。あくまでも大規模になれば、入りますけれども、すべてあとは、情報は入れますけれども、初動の形についてはすべて地区の消防署長を中心としたところに集中します。災害対策本部、各市の災害対策本部との流

れの中で対応していくという形で、今の現状との消防本部、今入間市消防本部がありますけれども、その流れは一緒でございます。

以上でございます。

野口委員 2点目は、特殊車両というか、消防力強化の一つとしての整備なのですが、具体的に今あるはしご車、ポンプ車等の数について載っているのですが、特殊車両については、整備するとはいいながら、どういう車両を何台、いつごろまでにというか、そういうのがちょっと見えてこないのですが、具体的に、もちろん進行は平成25年の設立時の議会で承認されないためですが、青写真というか、計画自体はつくられているのですか。ちょっとそこら辺をお聞かせください。

消防本部次長 お答えします。

特殊車両につきましては、先ほどはしご車とか化学車の今の計画では削減計画、これは今すぐということではなくて、年度が来て、更新をするときに、その状況で削減したほうが総合的な消防力を考えるときにはいいだろうという形で今検証した結果でございます。ですから、必ずなくなるということではないのですが、ただその中で、今検証の中であります後方支援車、それから大型ブロワー車だとか、それからなお高度救助資機材とか、そういう部分でいろいろな今災害対応するのに政令市が持っているような大きな組織で持っている、対応できる、そういう消防力の強さをこれからつくっていくという部分で必要な資機材、そういったものをこれから広域になって、それで各市の状況を見ながら、それから全員の消防力を見ながら検討していくということでございますので、すぐ今すべてを整備するということではございません。ある程度計画をつくって、これからそういう後方支援車はいつ、では配備しましょうとか、そういう部分につきましてはやりますけれども、今ある現状の車両の更新については計画してございますけれども、それ以外の特殊車両の導入につきましては、こういうことを入れて、消防力を将来強くしていきたいと、そういうビジョンでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

吉澤委員 今の特殊車両の件なのですが、そうしますと今新たに新規の特殊、今大型ブロワー車とか、述べられていましたけれども、それについてはまだあくまで検討の段階ですよ。という、経費の中には当然入っていませんよね。

消防本部次長 答弁申し上げます。

今ご指摘のとおり、これから何年にどういう車を導入していくという計画は、これからつくるものでございます。

以上でございます。

吉澤委員 そうしますと、5年間で全体で16億円ほど経費が削減できるという数字も当然変わってきますよね。

消防本部次長 お答え申し上げます。

計画的な現有の消防力の検証をして、経費削減についてはそういうふうな形でございます。ですから、今お話がございましたような計算は、今のところは計画はまだでき上がっていませんので、計算はしてございません。

以上でございます。

吉澤委員 再確認しますけれども、5年間で16億円の削減という数字も変わってくるということよろしいですね。

消防本部次長 お答え申し上げます。

今ご指摘がありました5年間で16億円の削減という部分、これは経常経費と投資的経費、車両等を含めてすべての計算で、現有のもので削減を、いわゆる通信も含めまして、計算したものでございます。今後どうなるかという部分につきましては、消防の予算の中で計画しながら進めていくという形でございます。

以上です。

吉澤委員 端的にお答えいただきたいのですけれども、この16億円の数字は変わってきますよねということをお聞きしている。

委員長 もう一度はつきり。

吉澤委員 運営計画と経費検証の中で、5年間で16億円削減できるというふうになってはいますけれども、その中には新規車両の経費は入っていないのですから、当然数字は変わってくるということでもいいでしょうか。端的にお答えいただければいいのですけれども。

消防本部次長 今の検証は、16億円はあくまでも現有の更新計画の中での計算でございます。今ご指摘のとおり、特殊車両の整備については計画がまだ具体的にはなっていませんので、何年という、そういう積算はしてございません。

〔何事か言う人あり〕

消防本部次長 はい。ただ、16億円というのはあくまでも現有の計画でございますので、これを変えることはないです。

以上でございます。

吉澤委員 話が、数字の中には入っていないということでもいいのですよね。それだけを確認したかったのです。

消防本部次長 今の形が入ってございません。よろしく申し上げます。

吉澤委員 わかりました。

先ほど相互応援協定の話も出ましたので、それに関連して現状についてお聞きしたいのですが、消防年報の2011の中で平成22年度中の応援出場のが出ていますが、これ入間市からのものと他市から応援に来てもらったものと出ていますが、基本的にこれは普通応援というふ



うにみなしていいのか、特別応援も入っているのか、ちょっとその内訳をお聞かせください。

消防本部次長 お答え申し上げます。

一般的には普通応援という形でご理解いただきたいと思います。

吉澤委員 この間、例えば特別応援という形式での応援出場というのは過去あったでしょうか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

過去に狭山市の、私の記憶ですと、狭山市の印刷工場が火災になったときにはしご車と指揮車を投入しまして、特別応援という形で、そういうのは特別応援になるのかなというふう  
に理解しています。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。そうしますと、大体通常は普通応援ということというふう  
に認識してよろしいと思うのですが、そうしますと例えば入間市と埼玉西部広域事務組合との協定書  
の中では、普通応援では被応援側の要請を待たずして応援出場するというふうになって  
いるのですが、そういうふうにとらえてよいのでしょうか。要請を待たずして出場している  
ことよろしいのでしょうか。

消防署長 今の質疑にお答えいたします。

これは、要請を待たずという部分が、消防本部においては常に消防署は受令機という無線機  
がございまして、それは、開いて、要するに聞ける状態になっております。さっき言われ  
た埼玉西部のほうの例えば災害出場があったときに、消防本部の通信指令室のほうから無線  
で流した指令を聞いて出場するというような形になっております。というのは、ここでタイ  
ムラグが出るのが、無線で指令をするというのは、埼玉西部においてはもう既に車両に乗  
っていると、事前の庁舎内の指令がなくて、もう既に車両に乗った状態だから、無線で車  
両に流していると。それを聞いた、例えばうちのほうでいえば西武分署の隊はそれを事務  
所で聞いて、あっ、こんなのが発生しているのだということで、そこで初めて着がえて、車  
に乗って出ていくということで、これは自己覚知という形で出ておりますが、大もとの出  
場にはタイムラグがあるということで、これだけお答えとさせていただきます。

吉澤委員 タイムラグがあるという話ですけども、でも受報されたら出場すると、要請は特  
に待たなくても、覚知した場合は出場しているのですよね。

消防署長 これが応援協定で事前に両者が了解しているということで、それは事前命令  
的なもので、消防本部でいえば、現場へ着くまでに火災現場で何をしようというのを  
事前に決めていくと、それと同じ意味だというふうに私どもは理解しております。

吉澤委員 質疑について端的にお答えしていただければ結構なのですが、同じように、  
では3市、入間、所沢、狭山の場合でも、同じように受報した場合は出場して  
いますか。

消防署長 応援の出動範囲が決まっておりますので、その地域だというのがわかれば、  
その無線の

中でわかれば、準備をして、出動するような形になっております。それと同時に、今当然入間の応援管内だということで、所沢の通信指令室のほうから当方の通信指令室に、お願いしますというのもその後入ってくるような状況になっております。

吉澤委員 では、要請を受けていなくても、現状普通応援の場合には出ている、出場しているということですよ。

消防署長 そのとおりでございます。

吉澤委員 わかりました。続けてよろしいでしょうか。

委員長 どうぞ。

吉澤委員 市民説明会について、昨日の総括質疑でもありましたけれども、これについて、市民からどのような意見があったのか、まずお聞かせください。

消防本部次長 お答えします。

ご承知のとおり、市民説明会全部で5回、10月、11月とさせていただきました。当初2回のところ、強いご要望がありまして、3回追加したものでございます。その内容につきましては、市民説明会の時期が遅いのではないかという部分、それから今までのやり方自体が、プロセスがおかしいのではないかという部分、それから聴覚障害者の方から119番の方法、そういった防災弱者の方の119番の方法等について検討してくださいと、そういうふうな要望、さまざまな要望をいただきました。その中で、私どもが今この流れをご説明申し上げまして、できる限りの説明をさせていただいたというふうに思っております。

以上でございます。

吉澤委員 その中で、広域化について賛成だ、反対だという意見はどうだったでしょうか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

出席された方から、この広域については市町村の、市の自主性が損なわれるのではないかという部分のご意見があって、私はそういう部分では反対ですというご意見もありました。賛成的には、やはり消防力が強くなる、直近で早くなるという部分のご意見もいただきました。

以上でございます。

吉澤委員 いろいろと質疑もたくさんあったと思いますし、いろいろな、例えばプロセスについても疑問が出たということですが、最終的に、では市民は説明会を聞いて、納得したというふうに判断したのでしょうか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

市民説明会の全体的な私どもが説明をさせていただいた中で、賛成をいただいているという、いわゆる納得していただいているという部分については、ご意見をいただく中で、この消防広域化の内容についてご質疑をいただいて、反対だという部分、私の認識では、消防の

広域化の内容について反対だという部分については、私は多くなかった。本当に私どもが市民説明会、それ自体にやり方がおかしいとか、プロセスが悪いだとかという部分ではお話をいただきまして、そういう形での反対はございましたけれども、広域の全体に対する内容について、またはいわゆる今後のビジョンについてなどなど、それについての反対意見はなかったものですから、ほとんどなかったものですから、私どもは受け入れていただいているなという認識は持っております。

以上でございます。

吉澤委員 少し実際に私も市民説明会に参加して、明確に反対だとおっしゃられた市民はいたというふうに認識しておりますので、ちょっとずれがあるのかなと思うのですが、大事なのは、市民説明会で市民からいろいろな意見が例えば出されて、それを今度反映していく場所がどうなっていくのか、反映された後で本来なら議会にかけなければならぬものをもう既に12月議会に出されてきているわけですが、そういう部分で市民意見というのは今後どのように反映されるのでしょうか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

市民からいただきました貴重な意見、これにつきましては、今後私どもはこれからできる本部の中に企画調整委員会という部分、各市の次長、課長職が集まった部分、それから入間市の議員さん、今計画ですと、市民の皆さんの代表でございます議会、組合議会で各市の議員さんが議員として議会運営をしていただく中で、市民の皆さんの意見、また今我々が市民からお聞きした意見、それらを調整できる場が設けられます。議員の皆さんもそういう市民の方々からの意見を持ち寄って、当然議論していただけるものと私は思っております。ですから、いろいろな意味で市民の皆さんの声は今後そういう新組織には十分伝わって、また伝えていかななくてはいけないと我々も思っておりますので、そこら辺は私どもの責任としてやっていくつもりでございます。

以上でございます。

吉澤委員 本来なら、協議会も非公開で行われてきたということですがけれども、それも公開にして、その中で間で市民がいろいろな意見を上げて、それを反映した計画をつくらなければならなかったわけですね。その後でまた持ち直して、市民意見を取り入れたものを再度作り直した計画を出して、そして議案にかける、議会にかけるということが本来の手順だと思うのです。何か新しい組合議会でしょうか、その中で市民意見をということですがけれども、16名、しかも入間市では3名しか出ないわけですね。特に市民意見、議員もそうですけれども、いろいろな意見があって、3人の中でも多分いろいろな意見がある。この入間市議会の中でも22人いる中でいろいろな意見があるわけですから、その3人がすべて市民の意見を集約できるかということが大変大きな課題になっていくと思うのですが、その点についてはいかが

お考えでしょうか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

この関係につきましては、私どもも議員さん、入間市で言わせていただきますと、入間市議会の代表として出てきていただくものと思っておりますので、そういう市民の意見をいただいた議員の皆さんがなおかつ入間市の議会の中でご意見をまとめていただいて、組合議会を運営していただけるものと思っておりますので、その点につきましては私どもはそういう認識でございます。

以上でございます。

吉澤委員 ですから、その3人が例えば15万市民の声をすべて反映できれば、それはそれで望ましいかもしれないですけども、いろいろな意見があるからこそ、民主主義という中ではやはりある程度議員の人数が確保されないと市民意見が反映されないのではという、そういうことでお聞きしました。

次の……続けてよろしいでしょうか。

野口委員 では、経費の検証について、市民への説明を含めてちょっと確認したいことがありまして、議会に出された資料で、広域当初の平成25年から平成29年にかけての経費について、入間市だけが約9,000万円増額するというデータ、あとは2億円、もっと多いのとかあるか。飯能市が7億円か。そういった減額ということで、これについては、このデータだけ見ると、えっという感じがするのです。この大きな要因が入間市では休日出勤のときの対応が振りかえということで、手当を出さなかったということなので、これについてははっきりと本来どうすべきか、私は前提で聞くのですけれども、入間市の消防署の職員が振りかえ休日をとった上で有休もとれているような状況でしたか、それを確認したいのですけれども。

消防本部次長 お答え申し上げます。

現在の年休取得、それから代休等、今おっしゃる手当、入間市は3日間、それを手当として支給して、残りの分、ほかでは20日をすべて手当として支給しているもの、17日を支給しているもの、他市では非常に開きが、入間市との開きがあると。これを、では入間市が代休をとるとき、代休としてやっていく上で、消防は組織で人員を確保しなくてはいけない、そういう大前提があるわけです。それを代休を17日に当てていくのですけれども、17日といいますか、その開きを職員が代休として割り振っていくわけです。当然一般の年休もそうですけれども、やはり職員として休みたいのだけれども、組織をつくっておかなくてはならないと。そうすると、1人抜ければホースが伸びないとか、そういった部分に影響が来るわけです。そういった部分で、やはりいろいろな形で年休をとらなくてはならないという部分でありますので、そういったときにはやはり署所で回しながら、いろいろな形で補いながら今やっている状況でございます。ですから、今代休についても一生懸命計画性をつくって、今い

ろいろな意味で言われますけれども、ただ今の段階では処理をできる範囲でやってございますので、代休をとれていないという人はおりませんので、よろしくご理解いただきたいと。

〔何事か言う人あり〕

消防本部次長 年休と代休。年休も平均9.7日ということで、大体ほぼ市役所と同じぐらいのいわゆる平均的な年休の取得はできているものというふうに思っております。

野口委員 では、全体として年休、有休は平均どのぐらい今……

〔何事か言う人あり〕

野口委員 とったのではなくて、権利として。

消防本部次長 20日間でございます。

野口委員 やっぱり9日間、それが市役所と平均、それがいいかどうかは別として、やはりとれていないわけですね。全部は消化していないわけですね。そうすると、労働者として、やはり休日出勤したらその分手当をもらって、休めるときには年休を処理するというのは当然なので、今の入間市が行政改革の効果だという発言がきのうありましたが、私はそうではないと思うのです。いびつな感じだと。逆に、お願いしているというか、無理に。ですから、私はこれを解消することは職員の待遇改善にいいことだと胸張って、ですから何パーセント、かなりの部分、人数が多い分からかなりの部分増額の含まれているので、胸張って、本来あるべき形に直した結果ですと言えばいいので、その点をはっきり言わないと、何かこの数字だけがひとり歩きするというので、私からの要望を含めて指摘しておきます。

以上です。

山本委員 何点かお伺いをいたします。

まず、総括質疑の場でもお伺いしましたレスポンスタイムの関係なのですけれども、一定の短縮効果があるということで昨日ご答弁をいただいたところなのですが、これレアケースというか、ないと思うのですけれども、逆の事例というのは想定されるのでしょうか。可能性の問題として。逆に、広域化することでレスポンスタイムが延びるというようなケースというのは想定され得ますか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

今の署所からの出動範囲というのは、広域になれば広がりますけれども、いわゆる守備範囲として直近方式でやりますので、これ以上の延びるということは現状ではありません。

以上でございます。

山本委員 ないということで安心をさせていただきたいと思っております。その上で、あと細かいことなるのですけれども、組合の議会の関係で何点かお伺いをします。

規約を拝見しておりまして、議会を置くということと定員が何人であるか、選挙の方法等々について規定があるのですが、そもそもこの組合議会で何を決めるのか、どういう権限が

あって、何の仕事をしなければならないのかということについては決めがない状態になっています。規約に書かれていない。上位法である地方自治法を拝見しても、一部事務組合の議会についての規定がないのです。規約の中に置くと書かなければいけないことは書いてあるけれども、その議会が何の仕事をするのかということについての権限は、権限、権能、責務という部分については書かれていない状況にあるのですが、どういうことをするために議会議を置かれるのでしょうか。そもそものところをお伺いします。

消防本部長 答え申し上げます。

いわゆる組合議会、今回一部事務組合ですけれども、これは地方公共団体と同一でございます。ですので、入間市と同じように、組合管理者がいて、それから議員さんがいて、予算審議だとか、条例だとか、そういった部分の審議をいただくものでございますので、入間市と同じようなシステムと考えていただければ結構でございます。

山本委員 私どもの仕事の根拠は、自治法の96条に列記をされています。予算を決めること、条例をつくること、特別地方公共団体としての法人格を持つ一部事務組合ですから、これが準用されるということで理解をしてよろしいわけですね。

消防本部長 答えします。

そのとおりでございます。

山本委員 その上で、当然予算等も組合議会でやられるわけなのですが、負担金の話が出ているので、当市議会と組合議会との関係でお伺いします。負担金の額は、各市の毎年の負担金の金額というのは、組合議会で毎年お決めになるということで理解してよろしいですね。

消防本部長 新組織の予算につきましては、予算を組み上げて、議会に審議をいただきますけれども、その形で今考えています。

以上でございます。

山本委員 ということで、要するに組合議会で、ことしの新年度の入間市さんの負担金は〇〇円ですよということを議決をされて、その請求がこちらへ回ってきますよね。その後の部分について、当市の議会との関係でお伺いしますが、仮に当市議会においてこれが修正をされるとか、否決の場合はまた別なのでしょうけれども、修正をした場合に、市長さん、義務的経費の削減という部分については、地方自治法百七十何条でしたでしょうか、義務的再議の対象ということで、義務的経費の削減、修正という部分について再議に付さなければならないということで規定があるかと思うのですが、この組合負担金はその対象になりますか。

消防本部長 今までの消防費の総括でございますので、各市の持ち寄った予算でありますので、義務的経費もでございますので、対象になると思います。

以上でございます。

山本委員 ちょっと論点がずれていますね。要するに広域の組合のほうから請求が立ってきますよね。

その金額、例えば15億円と言われたときに、いや、入間市としては12億円しか出したくないよという話で、出された市の予算の予算書を修正をして、議会として、議決をして、12億円と書きかえた場合に、市長はどう対応しなければいけないでしょうか。要するに私たちでそれを修正して、力づくで12億円しか払わないとかいうことが果たして可能なのかどうかという話なのです。

消防本部長 新組織で予算建てをして、組合議会で承認をいただいて、入間市の、各市の負担として求めます。そのときに、これでは、もっと削減をしてくださいというふうな議会からの要望なり市からの要望があった場合に再度また議会を開いて、それでまた審議をしていただくという形になると思います。

以上でございます。

山本委員 要するにロジックとして、修正をして、今度はこちらの議会の市の予算として、例えば15億円の請求来ていても12億円しか出さないということを議決して決めてしまいますよね。それについて、今度もう、そのロジックでいくと、金額いつまでも決まらないのではないですか。基本的なロジックでいくと、組合議会の議員自体が議会から出ているわけですから、その決定についてひっくり返すということは基本的にはあり得ないという想定に立てば、これ義務的再議の対象になるのではないですか。市長は、必ず再議に付さないといけないのではないの。要するに私たちは出された請求額は修正できないというロジックになるのではないかと思うのですけれども、その部分のご見解はいかがですか。

消防本部長 今おっしゃるような形のものは、私どもは今、申しわけありません。私も議会運営につきましても勉強不足でありますので、申しわけないですけれども、ただ今それがかなわないと例えばした場合に、では議員さんの立場もあるでしょうけれども、それが、では市ですべて、いわゆる広域の組織で議員さんの決めたこと、議会で決めたことを各市がこれを否決できない、すべて通さなくてはいけないというルールは、今の私の認識では、ないのかなと。あくまでも各市の議会で消防負担金というものを見て、これの額ならという形で承認をいただくような形だろうと思いますので、これが組合でやった予算だから、すべていいですよという部分では議会にかけるあれもないのかなという部分はありますので、そうかと私は思っております。

以上でございます。

山本委員 また後で結構ですので、ご確認いただいて、またご教示ください。これ当市の議会の権能にもかかわってくる話だし、お金の扱いの部分ですから、これ意思決定にそごが出るような話というのはよろしくないと思いますので、流れがきちっと決まるように、後でまたちょっとお知らせいただければというふうに思っております。要はこれ組合議会のあり方自体を私ら自身が考えなければいかぬということになるわけで、あとは議会内の問題だと思っております。

で、この点についてはこれで引き取らせていただきたいと思います。

吉澤委員 きのうの総括質疑で質疑させていただいた関連なのですが、署所の配置についてなのですが、広域化後に消防力の強化、均等化を目的とした消防署所の新設、統合等の検討を進めるというふうになってはいますが、全く、そうしますと協議会の中で検討はしなかったということと受けとめてよろしいのでしょうか。

消防本部長 お答え申し上げます。

署所の配置等につきましては、とりあえず現地といいますか、署所の今の現状のままでとりあえずスタートしましょうということで、将来これが市街化の拡大等に伴いまして見直しをかけていくという部分もありますけれども、今は現状のままでございます。

以上でございます。

吉澤委員 例えばこれ入間市で例えると、基準からいうと、まだ2カ所足りませんよね。ふやしてほしいという市民要望も強いと思うのです。そういった中で、例えば広域化されて、消防力が強化されるというふうに説明されていますけれども、では署所はどうなるのだというのがやっぱり市民にとって一番関心が高いことなので、その辺を明確にせずに、こうやって議案として出されてきたというところはちょっと疑問を感じるわけですが、なおかつ広域化されると、今現状の署所数でも既に基準、広域化後の基準と照らすと5カ所多くなっていますよね。基準値で。ですから、消防署所の非常に不安が、減らされるのではないかという不安も残るわけですが、その点についてどのようにご検討されるのか。納得いく形で市民にどういうふうに説明されるのでしょうか。

消防本部長 お答え申し上げます。

今委員さんからご指摘のとおり、署所の基準につきましては広域組織だと23、基準です。5署所が足りない。入間市でいえば2署が足りない、2分署が足りないということで、ご指摘のとおりでございます。消防力につきましては、私どもも管内で署所が3カ所ということで、非常に市街地を考えた場合の消防力という部分で、当然ご承知のとおり金子地区、それから黒須地区ということで過去に要望がございました。私どももそういう市の災害の現状、救急の現状を見ながら、見据えながら今検討を重ねてきて、今なお増設をされていないという部分につきましては、私どもも災害の急激な増加という部分、それから市街地の拡大、それからそういったものを検証しながら入間市でもやってきたつもりでございます。それで、その中で財政力も含めて、今まだ財政規模も含めまして検討した結果は、もう少し先に持っていくような形で今来ているわけでございます。今後署所の増設等につきましては、金子地区もいろいろ宅地開発がされて、人口がふえてきたという部分もございまして、市街地全体がそういう拡張傾向にございまして、今後入間市として足りない部分につきましては要望をしていくような形で私どもも考えておりますので、それは継承して、検討していく



材料として広域には持っていくという考えでございます。

以上でございます。

吉澤委員 本来なら、今回の広域化によって消防力が強化しますとうたっているわけですから、その時点で、では署所も、例えば金子については将来的に設置しますよというようなある程度ビジョンがあった上で消防力強化と言うならまだしも、そういったビジョンがまだないにもかかわらず、市民説明会の中では消防力が強化されますよというところでちょっと疑問に感じたわけですが、次の質疑に入りますけれども、例えば今後、今までは市役所の中の一組織だったわけですが、今後組合ということで、例えば人事や給与、いろいろな行政管理ですとか共済、そういったものも管理する人が今後必要になるわけですよ。当然会計だとか議会担当の職員ですとか、今まで消防職員の方、専門でやってきた方いらっしゃると思うのですが、そこについては今後どういうふうに職員の配置ですとか行っていくのでしょうか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

新組織、埼玉西部消防局の中に、本部の中に企画財政課という部分ができるというか、そういう専門的な課をつくりまして、そこに準備の段階から市役所のノウハウを持った方、そういった部分を出向いただいて、そういうものをつくり上げて、できる前からそういう部分をつくり上げて、スタートする準備をしております。なお、でき上がった後につきましても、そういうふうな形での市との連携については配慮していく予定でございます。

以上でございます。

吉澤委員 出向ということで今話がありましたけれども、実際に、では組合が設立して、担当する職員というのは各市から出ていくものということを見込んでいるのでしょうか。

消防本部次長 お答えします。

まだ正式にはそういうふうなものは、ものと言え失礼ですが、そういう計画はありますけれども、正式にはまだ各市からのご承認いただいておりますので、今後どうなるかわかりませんが、ただノウハウとしては、やはり市の専門的な立場からの指導いただくという部分では今後必要だろうということで、そういう部分では考えてございます。

以上でございます。

吉澤委員 そうすると、これについては、では余りまだ具体化されていないということで認識してよろしいのですか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

今の段階で、当然このご承認をいただければ、立ち上げていかなくはいけないという部分で、準備室から始めて、いろいろな形でやっていきますけれども、今の段階ではまだまだ議会でご承認いただく間は、とりあえずまず現況をご承認いただくという形でやっておりま

す。成った後に、いろいろそういう部分を含めまして、消防に足りない部分は何かという部分を含めて協議をして、検討して、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

吉澤委員 広域化された場合、年間約90億円前後の予算と職員の方も1,200人超える方ですから、かなり大きい組織ですよ。当然こういう部門の方もかなり充実させていかないといけないというふうになるわけですが、そうするとまた、では人事の関係とか、現場職員がふえますよという話も出てきていますけれども、その人数とか、例えば人件費とかというのは全く、では見込まれていないわけですか。

消防本部長 答え申し上げます。

今人事とか消防費、約90億円ですけれども、総括して、消防費を合わせればそういう形ですけれども、これにつきましては今の段階で予算はそういうふうな形で、原資のままで持ち寄ってという部分でございますので、この90億円についてはそれを今各市が行っている事業、それから消防の消防車の更新だとか、そういった部分についてはお示ししているような部分でございます。今後、では何をどういうふうにやっていくかという部分については、これから、この先、平成25年4月までに向けて、いろいろな形で協議をさせていただいて、皆様のまたご承認いただきながら進めていくという部分でございますので、今ここで具体的なもの、人事はどうする、いろいろな形で私どももありますけれども、今の段階では計画という形で着々と進めさせてもらうという部分でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

消防長 ちょっと補足させていただきます。

人事につきましては、構想的には各市から1名とか2名とか、そういう市の職員を出向していただいて、設立準備会のほうを対応していくというような構想は今ございます。例えば消防団の事務とか、そういう部分については今度は市のほうの担当の窓口もございまして、消防本部のほうから1名なり2名とかを市役所のほうの、例えばの話で、防災防犯課とか、そういうところに1名来たりという、そういう人事交流という部分は構想がございまして、ただまだこれご承認いただいていませんので、その部分をはっきりとここで申し上げるといふわけにはいかないのですけれども、そういう構想はありますということでご理解いただければというふうに思います。

吉澤委員 まだこれからということなのですから、そうすると例えば現場職員が入間市では12名ふえるというふうに説明が市民説明会でもされていましたが、その人数は、では確保されるのでしょうか。例えば各市の防災防犯課に1人置くとか、例えば人事とか、いろいろ行政管理の関係で市役所から来るのか、消防職員の中でどれか担当をつけるのかによって、その人数は変わってくるのではないのでしょうか。どうなのですか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

消防の組織につきましては、現有で今現在八百何名という形で組織しているわけですが、今現状でもその部分を通信と本部を統合して、その余剰人員、本部、通信で余った人員を各署に現場要員として配置する、入間市でいえば12名という形で、その部分は、今計画でお示しをしている部分については、その部分は守るという部分で進めてまいります。今おっしゃりました各出向だとか、それから今後見込められるものについてはいろいろな形でまた考えられますけれども、出向につきましては、その本部要員等に、それからあとは署の日勤者等も含めて、今後全体調整をした中で、今計画でお示しできるのはそういう形で現場要員として、そういう部分で通信と本部の要員をそういうふうな形で持っていける、そういう体制でいきますよという部分で示させていただきましたので、その後の細かいと言え失礼ですけれども、そういった部分につきましてはまたご承認いただいた後に検討してまいるとい形で認識しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

山本委員 あと何点か。1つは、これは広域消防運営計画の41ページの部分にありますが、メディカルコントロール体制の関係についてお伺ひします。その資料の中に参考ということで表が入っていますけれども、新しく広域になる5市というのは、メディカルコントロール協議会というのはこれ2つに分かれていますよね。2つに分かれています、なおかつそれぞれその外側の隣町も入っている状況になっていて、今後再編の必要が、再編というか、調整の必要があるといったような文言が書かれているわけなのですけれども、これについては今後どういふふう調整されていくのでしょうか。朝霞四市だとか、坂鶴だとか、結構相当広いところまで入っているみたいなのですけれども、その辺今後の進め方お聞かせください。

消防署長 現在広域予定の4消防本部の中で協議をしまして、県の西部第一メディカル協議会にするか、2つにするか、その辺は協議中でございます。

山本委員 もし今おっしゃられたように、もう新しく広域の部分で新しい協議会をつくるということは、この部分については、その外側にある人たちはまた別につくらなければいけなくなるわけですよね。その部分の調整も入ってくるということで理解してよろしいのでしょうか。

消防署長 これは、構成消防本部という形になっておりますので、従前のおり、それぞれの消防署という形で、こいふう今までを継承するか、あるいは消防局という形になったものが1つに入るかというのがそれぞれ受け入れていただく医療機関の関係もございしますので、まだ検討中ということで、どちらにしてもこの体制は維持していくという形で、どちらかというはまだ検討中ということでご理解をお願いします。

山本委員 状況はわかりました。これに関しては相当広域にわたる話ということで、遺漏のないように取り組みをお願いしておきたいと思ひます。

話かわりますけれども、あとこれうちの市のほうの今後の職制というか、組織体制の部分

の構想についてお伺いします。常備はこれで、この規約が通れば、広域のほうに、新しい一部事務組合のほうに業務も人も切り取って移りますということですよ。非常備が残ります。あと、防災部局というのは当然今でも市長部局ですから、ここにありますがということで、現状消防の部分ということで消防長には大変重い職責を担っていただいている、議会の答弁の責務も負っていただいていると。その部分がこれ今後変わってきますよね。非常備の部分をどこの部が所管する、あるいは消防部なり消防課という形で残るのでしょうか。その部分の構想が固まっていれば、お聞かせください。

消防本部次長 お答え申し上げます。

非常備につきましては、今の段階では防災関連という形で防災防犯課のほうで、所管する市民部の形で検討を進めているという段階でございます。ですから、はっきりここでどこが所管という形ではないのですけれども、今後ご承認いただいた中で考えていくという形になりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。それで、私どもは今消防団の流れにつきましては、今消防本部の警防課が団の事務局という形で事務は処理しております。その予算が今消防にあって、予算と事務を警防が担当していますけれども、その内容を今後は組合になれば、新組織になれば、団は市の部局の組織化といえますか、そういった部分で、予算もそちらにいくと。ただし、あくまでも地域に密着した防災活動がございますので、それについては入間消防署という、新組織の入間消防署の中に消防課ができますので、その消防課に、消防署の中に消防課ができますので、そこに今の警防担当と同じ事務を担当するような形で置きますので、団の方は消防署へ来れば、その担当といろいろな形で今までどおり、事務だとか、訓練だとかができるようなシステムは今までどおり残すと。ただし、予算だとか、そういった部分については市長部局のほうに移行すると、そういう形ですので、消防団とすれば、日ごろの行事運営、事務運営については今までどおり消防署に来ていただければという形でございます。

以上でございます。

山本委員 ということは、予算の調整の部分というのは防災防犯で引き取られると。ただ、日ごろの組織のメンテナンスであったり、さまざまなお世話は消防署のほうでやっていただけという形でまたがりというか、そういう形で役割分担はされるということになるわけですね。それは、大体了解はしました。今後、先ほど災害対策本部等々の話も一部ほかの委員から出ましたけれども、消防署と市の防災部局との関係、常備と非常備との関係、市の防災活動と消防活動、警防活動等々との連携という部分で考えたときに、非常に複雑なおつき合いの仕方というのが出てくるのだろうというふうに思うのです。組織体として市民部で引き取られて、防災部局の中に入ってくるようなイメージで非常備については、組織上は入ってくるということで、防災部局もそこにありますよということで理解はさせていただくのですけれども、

市民部の所管が物すごく広がってしまうという心配を1つしてしまうのが片方にあるのと、現状消防長の職責担っている方が今後おられなくなるということになるわけで、半分要望になるけれども、防災監であるとか、危機管理監であるといったような専門官の設置をやったりこれ移行時に考えていただきたいと思えますけれども、その部分のお考えはいかがになりますか。責任持って窓口として調整していただける方を市長と別に、市長の下にきちんと置いていただきたいと思えますけれども、その部分のお考えはいかがでしょうか。

消防長 その件につきましてお答え申し上げます。

今後組織が大きくなれば、当然神戸であるとか横浜であるとか、そういうところにも危機管理監みたいなものを市のほうに配置して、対応しているような状況もございますので、これはまだ今後の検討課題であると思えますけれども、そういう危機管理監のような職を置いて、消防部局と連携を図っていくことがより強固な消防組織になっていくのかなというふうに思っておりますので、まだ検討中ということでお答え申し上げます。

委員長 ここで休憩をしたいと思います。

午前10時43分 休憩

午前10時59分 再開

委員長 会議を再開いたします。

それでは、引き続き質疑を行います。

向口委員 それでは、きのうの総括質疑のときにもお聞きしたのですけれども、ちょっとまだ理解が不十分なところがございましたので、引き続きお聞きしたいと思います。

まず、1点目に、要するにほかの6ブロックに、県内の6ブロックに関して話が不調に終わっているというふうにお聞きしているのですけれども、例えばきのうあった蓮田、羽生の例もとりまして、その理由について、おわかりになる範囲で結構なのですが、教えていただきたいと思うのですが。

消防本部次長 お答えします。

委員ご指摘のとおり、きのう、きょうも読売に、いわゆる負担が大きいということで、羽生、蓮田の関係で、7ブロックの関係で離脱という、残念ながらそういう結果になったということで私どもも認識しているところでございます。今新聞等でご存じだと思いますけれども、今県内の7ブロックの中で残るのは4ブロックだというふうに新聞でも書かれています。今までもご説明して、おわかりいただいているかと思えますけれども、やはり地域性、7ブロックをやる段階で、自主的な消防広域化という部分で、県を中心として、各市の意向を聞きながら7ブロックに割ったわけです。ご承知のとおり4と7が進めてきて、順調に来ていたと、順調かどうかわかりませんが、入間市は順調に、そういう部分では皆さんのご

理解いただきながらやってきたつもりでございます。その中で7ブロックはそういう形で今進んでいて、でも残った、5市3町ですので、残った3市3町で引き続き協議を続けていくという部分で今は聞いております。それから、他のブロックについては、やはり地域性、長かったり広かったり、それから経費の関係も含めて、やはり自主性ですから、その市、その市で協議をしながら、持ち寄って協議をする段階で、やはりこれは市にはメリットがないと判断すれば、そういう協議会を設置する云々について意見が出たとも思います。ただ、各市がどういう意見で、どう拒んだのか、または進まないのかという部分については、私どもは市町村合併だとか、一般的な理由は私どもも知っていますけれども、そのほかの細かい事情については私どもは1市1市聞いてございませぬので、申しわけありませんけれども、そういう答弁とさせていただきます。

以上でございます。

向口委員 おおむね了承しました。

次に、きのうお聞きして、ちょっとはっきりお答えいただけなかったのですけれども、要するに5年の経過措置を行いながら引き上げていく負担割合なのですけれども、そのときにお聞きしたのが平成23年度と比較して平成25年度以降の10年間どれだけ増額となるのかという部分に関して明確なお答えがなかったように思うのですが、それについて数字が出ていればお聞かせいただきたいのですけれども。

消防本部次長 お答え申し上げます。

昨日の関係で、消防長も、平成29年までの5年間約9,000万円、それ以降につきましては、平成29年の負担増額3,844万1,000円、これを平成29年になれば、基準財政の割合にもうほぼ一緒になると、それが割合が一緒なものですから、大体同じようにその後の5年が推移していきますという形で答弁させていただいたとおり、これを単純に、例えば、全然この先の5年というのは、今お示ししている5年間のそれよりも先の検証というのは、申しわけありませんが、やってございませぬ。それで、今私どもの私的な計算で単純計算しますと約1億9,200万円、それくらいの、1億9,220万5,000円という部分で、掛けた場合はそういう形、それでプラスの九千二百何万円足せば、2億8,400万円ぐらいの数字になるということでございます。

以上でございます。

向口委員 どうしてこういうことを聞いたのかといいますと、要するにあと削減額として見込まれているデジタル関係の移行措置ですとか、そういった部分ではかなり削減効果が見込まれると、その差額で一体どちらが、要するに入間市にとって経費の部分で、10年間でスパンで見たときにどうなのかというところがちょっと知りたかったという背景がありましたので、お聞きさせていただきました。

あと、管理職員の特別手当なのですけれども、これは入間市はこの手当が規定がなかったわけですね。この点に関しては出費されていなかったわけなのですけれども、これがほかの市と合わせて、今後合わせるといことなのですが、これはすごく経費削減されていたのだと思うのですけれども、その辺を他市に合わせて、この辺の判断というのですか、その背景というのがありますでしょうか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

管理職員の特別手当につきましては、私ども今入間市全体は、いわゆる管理職につきましては、休日等については振りかえ制度、代休制度という形で運用していきまして、管理職の特別手当、私どもも本当にこの広域になって初めて出てきた部分でございます。これは、埼玉西部、今の消防本部、飯能、日高のところで行っている制度でございます。これらをトータル的な消防職員の手当として今後新組織で行っていくに当たって、やはり今飯能、日高さんで行っている埼玉西部さんは人員が少ない中で運用していかなくてはならないと、その中でやはり管理職の士気を高める、そういう意味合いでこの規定を設けていると、そういう部分がありました。今後、では広域になった場合に、そういう管理職が代休、代休で追われていく部分を、ではどうしていわゆるモチベーションを高めて、維持してという部分で考えたときに、やはり管理職といえども代休をとれない場合が出てくると。そうした場合に、代休を優先とするけれども、どうしてもとれない、事業だとか、いろいろなものでとれない場合にはやはりそれにかわるものが必要だろうという形で、今現在埼玉さんがやっているそういう部分を、将来これを残していこうと。ただ、今おっしゃるような経費削減の部分がございますので、今後新組織になったときには、やはりそれらも含めて、経費削減に努めるべき検討してまいります。

以上でございます。

向口委員 先ほど署所の新設等々の話も出たのですけれども、この計画の中では統合の検討も進めていくというような文言があったのですが、今後統合の可能性についてなのですけれども、単純に考えると、古いような署所に関しては、もしかしたら今後老朽化等々のこともあって、統合されてしまうのではないかという懸念があるのですけれども、その辺に関する検討上で上がっているのかどうか、お考えがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

消防本部次長 お答え申し上げます。

署所の統合につきましては、原則しないという部分で進めてまいります。今お話しいただきました古い庁舎、いわゆる分署だとか、ご承知のとおり入間市の消防署も半分もう耐震化について今進めているところなのですけれども、そういった部分はありますけれども、ただそういう意味での統合はしないと。今後地域、いわゆる市街化だとか、そういった部分で非常に広がってきて、見直しを必要とされる消防力の整備指針なり、各市の事情なりでやっ

た場合に、どうしてもこの部分をもう少しこっちでやったほうがいいだろうと、そういう統合も考えながらやるような形はやるのだけれども、ただ統合という言葉はあくまでも何か2つを1つにするとか、そういうイメージなのですけれども、そうではなくて、あくまでも現状の署所を数は守りながら、ご指摘のとおり消防力が不足しているわけですので、基準に比べて、基準と比べて不足している部分がございますので、それらは現状維持のまま、今後ふやしていくような形で検討していくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

向口委員 例えばほかのところではどれほど老朽化している署所があるのか、私は知らないのですけれども、例えば、では減らさないということであれば、建てかえですとか、何かしらそういうような費用が発生するのかなというふうに思うのですけれども、そういったことは見込まれていらっしゃるのでしょうか。

消防本部次長 お答え申し上げます。

署所の建てかえ等につきましては、非常に市の財産との兼ね合いがございますので、これらについては今後広域になったときに検討していくという、今の段階ではそういう段階でございます。

向口委員 そうしますと、市の財産なのか、そういうものもあると思うのですけれども、そういったときにはかなりの金額が発生するのかなというふうに思うのですけれども、ちょっとそういうところは心配かなと思えました。済みません。

あと、もう一点なのですけれども、これもちょっときのうの総括質疑のところではっきりとしたお答えがいただけなかった部分なのですけれども、消防救急デジタル無線装置ですとか、あと緊急通信指令施設に関しての、広域化したほうが9,100万円ほど、要するに補助金等活用しまして、安くなるということで伺っているのですが、例えばこれは見積もりを出すときに、市の単独で出すときに、1つの業者さんでしか見積もりを出していないというお答えだったのですが、例えばこれ競争入札にしていけば、もっと安くなって、広域化との差額がもっともっと縮まったのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺に関してはどうなのでしょう。

消防本部次長 お答えします。

経費の計算につきましては、おっしゃるように、きのうも答弁させていただいたとおり、1社の見積もりでの計上でございます。入札という形で制度で運用して、単独で見積もった場合、それから広域、いわゆる新組織で1通信指令室という形でやった場合の高額な指令室になりますので、それらも含めて、それも3社で見積もった場合、入札した場合、お互い下がる部分がございます。ですので、今1社でやっていますけれども、その差がどういうふうになるかというのは今後実績でなるかと思っておりますけれども、いずれにしても両方、3社見



積み、入札やれば、下がっていくのかなというのは今の現状でございます。

以上でございます。

山本委員 これ議案が通った場合と仮定して、この後の市民周知の方法についてお伺いを最後にしておきたいと思います。やっぱり心情的な問題だとか、現状隣の分署にはしご車があったのにみたいな話とか、市民の皆さんのいろいろなご不安に思われる点であるとか、ご不満というの、どこまであれなのか、またあれですけれども、よくわからないよとかいったような話は多分今後も出てくると思うのです。ここで議決して、発足するまでにあと1年3カ月あるわけですよね。これは、やっぱり市民の皆さんに安心していただけないと、なかなか進むにしてもという話になるかと思うので、市民周知の方法、当然市報に載せたり、また説明会をされるとか、いろいろな手法は考えられますけれども、どういった方向性という部分、お考えになっておられるのか、あるいはご決意のほどがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

消防本部次長 お答え申し上げます。

仮定のお話で、全く私どももそういう結果を望んでご説明させていただいておりますけれども、皆さんのご協力をいただきたいと思っておりますけれども、今後の広域化の市民の方々への周知等につきましては、今おっしゃっていただいたとおり市報、それからインターネット、それから各区長さんを通じた、連合区長さんを通じた形等々、いろいろな外郭団体も含めまして、声を高々にして、成った場合です。PRをしていきたいと本当に思っております。そういう逆の場合もございますけれども、いずれにしても市民の皆様方には、結果につきましては市の媒体をすべて使って、それから広報紙もすべて使いながら、市民の皆さんにご説明していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

山本委員 できるだけわかりやすい形で、いろいろな媒体を使って、多くの人目に触れるような形で、多くの市民の皆さんに安心していただけるようなお取り組みをお願いしておきたいと思っております。要望にとどめます。

以上です。

吉澤委員 まず、先ほどもありましたけれども、他のブロックの関係で、なかなかうまく進んでいないというのと第7ブロックが蓮田、羽生が抜けるという話がありましたけれども、例えば当初からさいたま市では市長さんが参加したくないというようなことも表明されていたと思うのですが、協議会の中で、そうした他の自治体の動きというのは報告されたりとか、話し合ったり、あるいはさいたま市であれば、既に合併でもう広域化されてきた経過もありますよね。そういった部分で、そういう自治体を検証しながら、どういう問題があるのか、メリットがあるのかということも話し合われないと、広域化について机上の中だけでのメリッ

トになりかねないかなと思うのですが、実際に話し合われた他のブロックの状況ですとか、あるいは他県の状況でもいいのですけれども、何かそういう経過はあったでしょうか。

消防本部次長 お答えします。

埼玉県消防広域化の推進計画でございますので、埼玉県内の各ブロックの状況は私どもも注視しながら計画を進めてきたつもりでございます。そういう意味の中で、他市がこういう、例えば今回の新聞報道による負担増で離脱をしたと、さいたま市はさいたま市で、私どもは広域はしませんよと、そういうふうないろいろな事情が、各市の事情、それから各地域の事情があります。ただ、それはそれとして、あくまでもこの5市は5市にとって本当に必要なのは何かという部分を検討してきたつもりでございます。ですので、他市、他ブロックがやめるとかやめないとか、そういう部分はありますけれども、あくまでもこの5市の消防力を見据えて、将来強くありたいと、そういう部分、そういった部分を見ながらやってきたものでございますので、他のブロックの情報というのはあくまでも参考として受けとめているものでございます。

以上でございます。

吉澤委員 わかりました。ただ、あくまで机上の中でこれだけメリットがふえるという説明だけでは、本当に、ではどうなのだとところで何か現実的な検証がちょっと私は足りないのではないかなというふうに思いました。

ちょっと先ほどの野口委員からの質疑の関係で確認なのですが、広域的な災害が起きた場合に、例えば入間市の災害対策本部に現在だったら消防長が入る、広域化された場合は署長が入って、その署長さんの権限というのは現在の消防長と同じ権限なのか、確認したいのですけれども。

委員長 端的にお願いします。

消防本部次長 委員でございますので、権限的には、立場的には一緒と考えております。

以上でございます。

吉澤委員 運営計画の47ページの図を見ると、いわゆる入間市の災害対策本部であるとか、入間消防署は警防本部から報告や出動命令で動くという図になっていますよね。実際にはどうなるのですか。大規模災害時で、署長は市の対策本部に入って、現場の状況も多分一番よく把握されている方ですよね。一回警防本部に確認して出動してからというタイムラグが出てしまうのではないかとこのように思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

消防本部次長 お答え申し上げます。

市のほうで対策会議を設置すると、そういうタイミングでございますけれども、今おっしゃるような形でいきますよという部分ではなくて、市の対策本部が立ち上がった時点で、委員でございますので、署長はその時点で委員としての立場で出席すると。あくまでも警防本

部と、いわゆる消防長がいますけれども、そのやりとりについても当然やってございますけれども、市の防災対策会議の委員としての立場で、立ち上がった時点で市から連絡来ますので、その時点でそういう委員としての活動は始まるという認識であります。

以上です。

吉澤委員 ちょっと理解できない部分があるのですが、出動するときに警防本部からの例えば一回警防本部に報告して、出動命令が出されてから出るようになるわけですか。ではなくて。確認です。

消防本部次長 お答えします。

対策本部、大規模災害あるという仮定のもとのお話だと思しますので、各市がそういう形で、各署長が各市の災害対策本部の委員として、各市の防災のための委員としての協議に入るわけです。これについては、そういうシステムで、もう既に消防長からそういうあった場合はそういうふうな形で連携しなさいと、また委員としての組織をつくるわけですから、必然的に各市でそういう対策会議があれば、委員として併任でございますので、そこへ出席するというのもう決まったことでございますので……

〔(出席じゃなくて、実際に災害現場への出動は消防署長、現場)

と言う人あり〕

消防本部次長 現場ですか。現場、当然署長が委員となれば副署長、副署長がいなければ大隊長というような形で……。

消防署長 では、47ページということなので、この図で説明をさせていただきます。

吉澤委員さんのほうは、(2)の広域的災害というこの表を見て発言されていると思うのですが、あくまでも上に第4ブロック広域消防の警防本部と書いてございます。ここに入ってくる要請は、119番とかの一般の、要するに我々でいうと一般の加入電話から入ってくる要請が入ってきております。それから、その下の真っすぐ、入間市で説明をさせていただきますと、入間市災害対策本部ということで、ここにも情報が入ってきます。この要請は、要するに代表電話で1111で入ってくる要請で、災害の通報は要請箇所が入る場所が違うということで、このメンバーである署長はそれを自分で、覚知方法が自己覚知というような意味合いです。消防本部で覚知するのが上で、署長が入っている災害対策本部というのは署長がそこで自分で覚知した。災害を覚知した場合、事前命令で、それぞれ相応の地位にある者はそれに対して出動指令をかけるということで、下でいうと災害対策本部に入った出動要請については、即その署長がメンバーである部分の消防署へ、入間の消防署へ出動をしなさいという指令が出ます。それと同時に、出動しましたというのが上に戻るということで、これをやっておいて、次のまた出動があったときに、それがどちらから入ってくるか、要するに市民の皆さんは119番でやる方法と市に電話をやる方法と2通りになってしまう。今も現状

はそうなのですけれども、その場合の初めの命令権者が変わってくるだけで、出動は先に聞いた時点で出動するという解釈でこの表を見ていただきたいと思います。

以上です。

吉澤委員 そうしますと、警防本部というのは119番指令を受けて、また指令も出す。あるいは、この5市で災害が起きたときは5市の状況も把握したりというような機能になるのですか。そうした場合に、逆に単独の自治体の消防だった場合は入間消防長が長になって、現状どおりですけれども、災害対策本部にも入り、今入間消防本部から各指令も出せて、その情報も119番で入間市の消防本部に入る、あと市役所に行くというふうに考えると、余り広域的な災害のスケールメリットというのはどこにあるのでしょうか。

消防署長 これは、広域的災害というののメリットは、事案が要するに1つの現場で事が終わったときに、その大きい、小さいによって、早く終わる、長くかかる、いろいろな部分がございませす。それを集約して、早く終わったところには増強もできるしというのがスケールメリットということでございます。要するに大きなところが全部災害がなれば、現状と変わりません、確かに。ところが、早く終わるところがありますよね。全部始まるのが一緒に、終わるのが一緒というわけではないです。小さなところだったら早く終わる。早く終わったら、その力も持ってこれる。まだあるかもしれないというので待機している。そういうことで理解をお願いしたいと思います。

吉澤委員 そうしますと、現状の相互応援協定でもできますし、あるいはこの5市で災害がもし起きた場合は県内の応援とか緊急消防援助隊とかで対応するというふうに考えると、余り広域的な災害にはメリットが薄いのだなというふうに感じました。

以上です。

近藤委員 先ほど埼玉県第7ブロックの協議会から蓮田市と羽生市が離脱したということで、その原因は経費負担増だということはわかったのですが、この第4ブロックの協議会等で、各市の実績を踏まえた自主性が損なわれることのないような将来ビジョンが語られたのかどうか、その辺についてお願いしたいと思います。

消防本部次長 お答え申し上げます。

今まで広域化について協議会、委員会等、幹事会等、いろいろ開催しながら、ここの各市が各市の災害を今まで積み上げて、災害防御の消防力を積み上げて、こういう消防力で今大きな瑕疵もなく積み上げてきた防災力、消防力、こういうのが各市があると。各市が自主的に防災力を備えた。これは、消防団であれ消防署であれ、総合的な防災力、これを各市の自主的な防災力、総合力を常備の部分、今回は常備の部分を集めて、各市が持っている自主的な防災力を集めて、その各市にあるものはそのまま残して、消防力を残して、運用と統合すべきところ、通信、本部を統合して、各市の災害対応できる組織、施設は残したままやって

いくという部分で、経費も各市の今の現状のままやっていくという協議をやってきて、これならば今の特性と自主性と、それから経費でやっていけるだろうという部分で、各市の協議会の中で出た結果で合意されたものでございます。それで、将来ビジョンとしましては、やはり強い消防をつくっていく、その上で、では何が必要かという部分でございますけれども、それは今後大災害もそうですけれども、まず今想定している災害というのは、阪神・淡路大震災、今回の東日本大震災、それもありますけれども、常時の災害、先ほど署長も説明しましたけれども、大規模というのは工場、倉庫、それから大きなショッピングセンターとか、そういった部分で今後予想される火災、テロ、そういった部分を見据えた上で、組織を政令市並みの消防力の整ったものをしていこうというのが将来ビジョンでございますので、ご支援いただきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

近藤委員 消防関係は理解しました。それで、今医療関係との連携なのですが、やはり入間市の場合は、今まで入間市だけでやっていた場合と、今度は広域化になった場合の連携というか、その辺のメリットというのはどんなふうに検討されているのか、その辺についてちょっとお伺いしたい。

消防署長 入間消防で考えますと、当然医療圏が、先ほど質疑にもありました医療圏がほかの部分にも入ってきますから、そことのつながりもできますので、我々からすると、受け入れ先が広がるというふうに理解しております。

近藤委員 というと、今までは例えば所沢の病院へ行く、搬送されるときなんかは、何かいろいろな手続とか、いろいろ難しいものがあったのですか。

消防署長 近隣市においては、特に手続はございません。ただ、救急隊の救命士ですか、救急救命士の特定行為というのが3つございますが、それをやるには医師の指示をいただかなくてはいけないということで、現在は西部第一MC協議会ということで、防衛医大の救急部の先生方と直接、先生が直接携帯持っていただいて、その電話に電話をすると、すぐそこで、いいよ、やっていいよとか、そういう指示がいただけました。そういう形で、所沢とか何も特別難しいのではなくて、近隣市は全部収容していただけるような体制になっております。

近藤委員 そうしますと、今度の広域化になって、さらに医療関係の搬送とか、そういったものはどうなのですか。

消防署長 先ほどメディカルコントロールの検討中という話をさせていただいたのですが、現状のままでも、当然今度は、今埼玉西部さんて、飯能なのですが、そちらがやっているのが国際医療センター、あるいは川越の埼玉医大のほうなのですけれども、そちらとの関係で今やっております。当然我々としては両方、こういう機会だから、両方でできれば、より市民が適正な機関に、より早く指示をいただいて、おさめられるということで、この辺はその辺プラス

になるというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対の方からお願いいたします。

吉澤委員 議案第99号 埼玉西部消防組合の設立について反対の討論を行います。

この議案は、入間市、所沢市、狭山市、飯能市、日高市の消防事務を共同処理するための一部事務組合を設立するためのもので、これが5市のすべての議会で議決されると、平成25年4月から5市の消防広域化が始まることとなります。消防の広域化は、国の消防組織法の改正を受け、埼玉県では県内消防本部を7つにする消防広域化推進計画を策定、この計画に従って、今回の5市の消防広域化を具体化するための協議がこの間行われてきました。広域化されると、消防本部は現在の所沢消防本部に設置され、管轄面積は現在の入間市の44.7平方キロメートルから406平方キロメートルとなり、そのうちの44パーセントが山岳地域になります。職員1人当たりの面積は、0.29平方キロメートルから0.47平方キロメートルと負担がふえます。職員の皆さんがたゆまぬ努力をしていらっしゃることは評価いたしますが、管轄が大きく広がり、また広大な山岳地域を抱えることで、地理不案内が出てくるおそれがあります。また、高層マンションやビル火災など都市型の消防力が必要とされる所沢市、山林を抱え、山火事などに対する消防力が必要とされる飯能市や日高市と、地域によって求められる消防力は異なります。それを1つにすること自体矛盾が生じます。

私たち日本共産党は、当初から、広域化すると単独消防のときよりも基準が緩和され、車両や分署など削減されるおそれがあると指摘しました。その懸念どおり、広域化後は現在5市で9台あるはしご車が3台減らされ、6台に、化学車は6台から2台減らされ、4台になることが明らかになっています。入間市では、はしご車が減らされても他市からの応援が来ると説明していますが、それでは5市をまたがる大規模災害時には対応できません。消防広域化のメリットに消防力の強化、スケールメリットを生かすと掲げていますが、これが本当に消防力の強化と言えるでしょうか。

市の説明では、広域化すると直近方式となり、現場への到着時間が短縮できる、初動態勢が強化できるとしています。しかし、現在の相互応援協定でも、市境については応援側の要請を待たずして、受報、覚知した場合は応援市から出場するようになっており、また前項の取り決めにかかわらず、応援市の状況の判断により、応援出場することができています。ですから、これらのことは広域化しなくても既に行っていることです。特に災害時は、常備消防とともに地元の消防団、自主防災会など、地域住民との連携が不可欠です。広域化した

場合、消防団を所管する部署は消防組合ではなく、各市の市長部局に変わります。消防職員と消防団がこれまでどおりの連携を図ることが困難になってくるのではないのでしょうか。特に大規模災害は、地元で詳しい消防団や地域住民の活躍が期待されます。こうした住民との連携を効果的に発揮するためには、自治体消防であるほうが有利と考えます。また、市境、例えば藤沢分署の職員が所沢の消防団を指揮することになりますが、消防職員と消防団との連携が円滑に図れるのか、不安が生じます。

市町村の消防の広域化に関する基本指針では、広域化について、自主的な市町村の消防の広域化という文言が用いられる一方で、県と市町村に対しては、対象とする市町村や期限まで明確にして、広域化の推進を図るとしています。ですから、この広域化は推進ありきで進められてきました。また、消防の広域化については、12月議会を前に不十分な市民説明会が5回あっただけで、市民の間での議論がなされていません。住民合意のない消防広域化はすべきではありません。さらに、広域化後は、各市議会とは別に組合議会で予算や決算などを審議することになりますが、当初20名だった議員定数を議会直前に16名に変更されました。わずか16名の議会ですべて十分なチェック機能を果たすことができるのでしょうか。住民の目が行き届かない消防組織になるのではないかと懸念を抱かざるを得ません。

広域化後5年間の総額で16億6,200万円の削減が図れ、他市ではすべて財政負担が減る中で、入間市だけが5年間で9,200万円の負担がふえます。車両が削減され、さらに財政負担までふえる広域化にメリットがあるのでしょうか。県内第7ブロックの蓮田市、羽生市は、財政負担がふえることを理由に脱退を表明しました。他のブロックでも広域化の検討は進んでおらず、それだけ広域化に矛盾があることをあらわしています。現在の入間市の署所や車両、職員数は、消防力の整備指針に照らし、低い状況にあります。特に消防職員については基準が256人ですが、現有は156人、充足率は61パーセントと近隣に比べても低い値です。消防力の強化と言うのなら、消防職員を増員することこそ必要です。

そもそも消防職員の充足率が全国的に低いのは、各市町村における厳しい財政状況や行政改革における定員管理等により消防職員の増加が困難なことによるもので、そのことは国も認めています。低い消防力を放置してきた最大の原因は、国が地方交付税や国庫負担、補助金削減を続けてきたことによるもので、国が広域化を進めているのは、さらに国庫負担や補助金の削減を行おうとしているからです。国の言いなりで広域化をするのではなく、住民の命と財産を守るために自治体先頭が立って、まずは国に対して十分な財政支援を行うよう求めることこそ必要です。これらの理由から本議案には反対です。

以上で議案第99号 埼玉西部消防組合の設立について反対の討論とします。

委員長 次に、賛成の方、お願いします。

平山委員 議案第99号 埼玉西部消防組合の設立について、保守系クラブを代表して、賛成の立場か

ら討論を行います。

去る3月に発生した東日本大震災は、巨大地震に加え、津波、原発事故と大規模広域複合災害となり、多くのとうとい人命と貴重な財産が一瞬にして奪われ、未曾有の大災害になりました。今後東海地震等の発生が懸念されるとともに、地球規模の異常気象による自然災害が全国で多発するなど、災害は年々複雑、多様化し、大規模化する傾向にあります。さらに、地域に目を転じてみると、生活様式の多様化や少子高齢化等による救急需要の拡大等、消防を取り巻く環境の変化は著しく、地域における総合的な防災組織の充実に総力を挙げて取り組んでいく必要があると思います。特に消防は防災のかなめであり、消防に寄せられる市民の期待に的確にこたえていくためにも、消防力の強化が急務となっております。このため、組織体制の見直しと効率的な人員配置に伴うスケールメリットを生かし、住民サービスの向上や行財政運営の効率化と基盤の強化が図られる消防の広域化については、その必要性を十分認識をするところでございます。

今回の提案されている埼玉西部消防組合の設立については、以上のような背景、必要性とともに、次のとおり効果、成果が期待できるものと理解をしております。1点目として、広域化後の消防組織の充実であります。埼玉西部消防組合の設立後の消防体制は、消防本部と通信指令室を統合することにより、本部員と通信員の削減による現場活動隊員の増員が図られます。さらに、現在の5署、14分署を基盤とした5市の消防力を結集した初期体制の強化や出動部隊の増強は、複雑、多様化する災害対応と住民サービスの向上につながるものであり、市民の安心、安全に十分こたえる消防組織となっております。

2点目は、運営に要する経費についてであります。消防広域化第4ブロック協議会の検証では、当市における負担増が予想されているものの、広域化後、構成市全体では5年間で約16億円の削減が検証される等、長期的な視点から見ると行財政運営の効率化が図れるもので、大変評価できる内容であります。

以上のことから、地域住民の消防に対する期待と信頼にこたえ、消防の責任と目的達成のため強い消防体制をつくり上げる消防の広域化に対する本議案については賛成の意を表するものであります。

以上で賛成の討論といたします。

委員長 次に、反対の方。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ賛成の方。

向口委員 議案第99号 埼玉西部消防組合の設立について、公明党入間市議団を代表し、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、入間市、所沢市、狭山市、飯能市及び日高市の消防事務を共同処理するための



事務組合設立のための議案であります。消防の広域化は、常備消防の規模を拡大することで行財政上のさまざまなスケールメリットを生かし、消防体制の整備及び充実強化を図り、安心、安全のまちづくりに向けて、住民サービスの向上を図ることを目標とするものです。埼玉県においても平成20年3月に埼玉県消防広域化推進計画が策定されております。

まず、1点目に、この第4ブロックの広域化に当たり、推進への背景には、狭山市、入間市、所沢市の3市において既に3市消防への合意の流れが進みつつある中で広域化の枠組みが示され、基盤強化を進めたい飯能市、日高市にとっても望ましいものでありました。こうした中で、5市が互いの利害を超え、消防力の強化への協力体制を推進する姿勢は評価できます。

2点目に、高齢化に伴い、救急業務では今後も需要拡大が予想されます。特に藤沢分署においては、出動地域が拡大される上、救急車両も追加されないといった懸念材料があるものの、広域化のメリットを生かしつつ、近隣分署より応援体制のもと、迅速に対応できるものと判断いたしました。

3点目に、広域化計画では負担経費の拠出割合が決められており、各市の負担割合を消防費基準財政需要額まで5年の経過措置を行いながら引き上げていく計画となっております。当市の負担拠出額においては、5市の中にあって、負担額の上昇分が最も大きいものであります。しかしながら、これはこれまでに入間市が休日勤務手当を代休に振りかえるなどして経費削減に努めてきたことで経常経費の抑制につながった結果であると言えます。そうした点からすれば、この上昇分はやむなしと理解いたします。今後の毎年の数千万円の歳出増への財源については懸念も残りますが、これまでも増して経費削減に向け、ご努力していただけると確信しております。

4点目に、高額な予算が必要な通信指令設備、デジタル化への対応については、広域化により共同整備することで、高機能な指令施設が整備され、大幅な経費削減につながります。更新時期を迎える通信指令装置では7,547万2,000円の削減、消防救急無線のデジタル化移行経費では1億4,266万1,000円の削減額となり、組織の立ち上げ経費等がかかるものの、広域化による経費削減効果は大きいと判断できます。

以上、これらのことを踏まえ、規模拡大によるスケールメリットを生かし、厳しい地方自治体の行財政改革に寄与する点や住民サービスの向上が図れる点では評価しておりますが、その前提として地域住民への丁寧かつ十分な説明と経費削減のもとに、消防救急力が低下することのないよう、地域の実情に呼応した十分な配慮をしていただけるように要望いたします。賛成の討論といたします。

委員長 次に、賛成の方。

山本委員 議案第99号について賛成の立場から申し上げます。

新しい埼玉西部消防組合の設立に関しましては、新しく所管する管轄人口、面積等についてもおおむね政令指定都市の単独消防本部と同様の規模となるものであって、例えば神戸市や京都市のように山岳地帯を抱えている自治体消防も多数存在しますし、浜松市や静岡市のように、この新しくできる組合よりももっとずっと広い面積を持って運営しておられる消防本部も存在するわけであります。運営上の課題、問題等についての情報はないということですから、おおむね適切に運営をされているという前提のもとで考えれば、組織運営上の問題はなかろうというふうに理解をいたします。

また、常備消防の置き方として、市単独の場合、広域の組合消防を置く場合、隣町に委託をするという3つの選択肢がある中で、広域での消防組合の設置は一般的に行われていることであるということからしましても、この選択は妥当なものであると判断をすることがあります。

また、今回の5市による統合によりまして、レスポンスタイムの比較においても延びるケースはほぼ考えられず、おおむね直近出動方式により短縮が図られるという点、その点からも市民の安心、安全という部分については大きな効果があるというふうに判断をいたしました。

また、非常災害時、大規模な地震のみならず、例えば2005年の尼崎列車事故のような大規模な列車事故であったり、あるいは飛行機が墜落をするようなケースだとか、そういったさまざまな大規模、また複雑化する災害への対応にあっては、小規模な単独消防では大規模な広域消防よりも早い段階、より低いレベルで対応の限界に達してしまうという危惧を大きく抱くものであり、スケールメリットを生かした形で、より充実した、そしてより高度な災害救助、また消防活動等に取り組んでいただけるものと期待をすることがあります。

コストの面については、若干の懸念はありますけれども、おおむね人件費由来コストの増であるというふうに判断をさせていただきました。そういう意味合いでいけば、職員の皆さんの、多少ではありますけれども、総務部門、バックヤード部門の整理による現場の増員が図られること、また若干の処遇改善が当市においては図られるのであるという部分から判断をして、人件費由来分のコストについては増もやむを得ない、妥当なものであると判断をします。ただ、基準財政需要額に基づいての算定方式での定率、定額での負担金の分担ということになれば、経費節減による効果という部分が働きにくくなる、その部分については十分にご留意をいただき、新しくできる組合での経費節減努力についてはなお一層慎重に、また積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

なお、今後の取り組みとしての市民説明の充実、市民の皆さんに安心を持って新しい組合を市民の皆さんにお認めいただけるような取り組みについては、残り1年3カ月、しっかりとお願いを申し上げたいこと。そして、非常備の消防と防災部局が市長部局に残ります。連携の密を図っていただくような仕組み、また協議の形を整備していただきたいということと、

それを取り仕切るための専門官の配置については強く要望しておきます。

以上の点ご指摘を申し上げますが、おおむね進むべき方向性は正しいものと判断をします  
ので、賛成の意を申し上げます。

以上です。

委員長 次に、賛成の方。

野口委員 市民フォーラム、野口哲次です。議案第99号 埼玉西部消防組合の設立について賛成の討  
論をいたします。

消防広域化を是認する主な理由は、次の3点であります。1点目は、広域化による消防力  
の強化です。埼玉県消防広域化第4ブロック協議会でまとめた広域消防運営計画にも書かれ  
ていますように、特殊かつ大規模な災害への対応、広域の自然災害への対応、救急需要への  
対応には、広域化による消防力の強化が効果的です。このことは十分理解できるものです。

2点目は、直近方式の採用による出動態勢の強化です。市境の災害については近い消防署  
から出動するという事は、到達時間を短縮することにより、住民の生命、身体、財産をよ  
り保護することになります。

3点目は経費の削減です。具体的には広域化後の車両や施設の効率的整備や消防救急無線  
デジタル化への対応、さらには広域後の本部を前提とした消防職員の配置等により、1市単  
独と比べて経費の削減効果が生じます。

以上、広域のメリットを根拠として上げさせていただきましたが、今回の組合設立は4つ  
の消防組織が1つになるという大きな改編であります。日常の訓練、出動から各種の消防計  
画の策定まで、円滑な組織運営がなされることを付言しまして、賛成の討論といたします。

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第99号 埼玉西部消防組合の設立については原案のとおり決することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第99号 埼玉西部消防組合の設立については原案のとおり可決いたしました。  
ここで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第89号 入間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

委員長 議案第89号 入間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長 議案第89号 入間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員災害補償法第69条第1項の規定に基づき、非常勤職員についての公務災害に対する補償の制度を定めたものでございます。今回の一部改正は、補償制度の根拠としている関係法令が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。具体的には障害者自立支援法が一部改正されたことに伴い、この条例が引用している同法の障害者支援施設及び生活介護を規定する項の番号がずれることから改正を行うものであり、またあわせて条文の整備を行うものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、第1条を公布の日とし、第2条につきましては、改正後の障害者自立支援法がさらに一部改正されることに伴い、同法の施行日と同様に平成24年4月1日といたしたいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第89号 入間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 1時03分 休憩

午後 1時03分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第90号 入間市税条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第90号 入間市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

#### 提案理由の説明

総務部長 それでは、議案第90号 入間市税条例の一部を改正する条例について、その概要をご説明を申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものでございます。まず、1点目は寄附金税額控除の適用下限額を改正するもので、現行の5,000円から2,000円に引き下げるものでございます。2点目は、寄附金税額控除の対象範囲に仮認定NPO法人を追加するものでございます。いずれも寄附金税額控除の拡充を図るための改正ということをご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 寄附金税額控除の関係で何点かお伺いをします。

1点目ですが、仮認定NPO法人について、この認定の業務、審査及び決定の業務自体は県の所管の事務であるというふうに理解をしていますが、その理解でよろしいですか。

市民税課長 認定NPO法人につきましては、県又は政令市が認定した法人という形になってございます。

山本委員 わかりました。その点は了解をします。

あと、この寄附金税額控除の拡充の部分について、これ、いわゆるふるさと納税も対象になるということで理解をしてよろしいですか。

市民税課長 以前は、ふるさと納税につきましては、NPO法人については別扱いという形でございましたけれども、今回の改正によりまして……申しわけございません。ふるさと納税につきましては、県あるいは市に対する寄附でございまして、NPO法人につきましては、ふるさと

と納税については別扱いという形でございます。

野口委員 この一連の寄附金税額控除、たしか社会福祉法人とNPO法人だったと思うのですが、入間市は社会福祉法人はそういった対象があったとしても、いわゆる認定NPO法人、つまり何か寄附金がかかなりの額、財政的に占めなければいけないみたいな、かなりしっかりとしたNPO法人で、多分入間市はないと思うのです。そのないというのが1点と、仮認定NPO法人というのはそういう財政的な要件が省いたと思うので、どういう点を省いたのか、それをお聞かせくださいというのが1点と、そういう法人は入間市に存在するのかという、ごめんなさい。関連なので、3点、簡潔にというか、ちょっとお聞かせください。

市民税課長 入間市におきましては、認定NPO法人についてはございません。

もう一点は何でしたっけ……

〔(仮はどういう要件) と言う人あり〕

市民税課長 仮の要件ですね。仮の要件としましては、まずその前に認定NPO法人の要件からご説明申し上げます。それにつきましては、パブリックサポートテストと申しまして、寄附金収入が全収入の5分の1以上であることが1点、そのほか3,000円以上の寄附が100人以上であること、そちらのどちらかの選択であるということです。そのほか、組織運営に関する要件としまして、事業活動の共益的活動が50パーセント未満であると、その他条件はあるのですが、それに伴いまして仮認定NPO法人につきましては、先ほどご説明申し上げましたパブリックサポートテストというのが免除されるというような制度でございます。

〔(入間市には仮ない) と言う人あり〕

市民税課長 入間市については、ございません。

〔(仮、仮) と言う人あり〕

市民税課長 平成24年の4月1日からの始まりですので、今のところはすべてございませんということです。

野口委員 平成24年から仮制度が認定を、要するに対象として存在する可能性があるかということで、そういった寄附金とかなければ、50パーセント以上の共益的か、あと内部がしっかりしているということであれば、ありそうな気もするのですけれども、要するに存在する可能性があるかどうか。つかんでいなければ、つかんでいないでもいいのですけれども。

市民税課長 仮認定が今後あるかないかについては、ちょっと把握しておりません。

先ほどの仮認定の関係で、パブリックサポートテストが免除されるとお話しさせていただいたのですが、これ要件が省かれるといいますか、市で認めた場合は省かれるということで、免除ではございません。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。  
これより議案第90号 入間市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。  
暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

午後 1時11分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のもの

委員長 次に、議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のものを  
議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、消防所管のものについて消防長より説明を求めます。

#### 概要説明

消防長 それでは、平成23年度の一般会計補正予算(第3号)、消防所管の補正予算についてご説  
明をいたします。

まず、歳出について、30ページから31ページのところをお開きいただきたいというふう  
に思っております。款9項1消防費、目1常備消防費、中事業、維持管理費39万9,000円の減  
額については、消防庁舎等清掃、保守点検等委託料の契約額の確定に伴う減額で、事業内容  
については消防本部清掃委託、消防緊急通信指令施設保守点検委託、消防用設備法定点検委  
託でございます。

同じく常備消防費の小事業で車両修繕費469万円の減額につきましては、NO<sub>x</sub>・PM法の  
対象車両である本署38メートル級のはしご車に指定粒子除去装置を装着することで車検証の  
有効期間を延長する予定でございましたけれども、予備試験を実施した結果、基準を満たす  
ことができずに、不合格、いわゆる取りつけ不能となったために、契約書に基づきまして契  
約を解除し、事業を中止したことにより、装置取り付け費の469万円を減額補正するもので

ございます。

同じく常備消防費の中事業、事務費の5万8,000円の減額につきましては、東日本大震災の発生に伴いまして事業が中止となった消防救助技術指導会関係の負担金の請求がなくなったことによる減額でございます。

次に、目3 消防施設費、大事業、消火栓設置費負担金268万8,000円の増額につきましては、当初予算に18基の消火栓の設置を計上しておりますが、平成22年度に設置計画した18基のうち、配水管布設工事等の進捗状況により施工できなかった6基分について、今年度事業が進む見通しがつきましたので、水道部と調整をした結果、増額補正をするものでございます。

以上、よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより消防所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 今のご説明の中で、はしご車のNO<sub>x</sub>・PMの粒子の装置の関係なのですけれども、これ事業が中止になって、取り付けができないということでご説明がありましたが、はしご車の運用上問題はないのでしょうか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

委員長 では、役職とお名前言って。

警防課長 警防課長の野口です。お答えします。

平成24年3月に車検は満了となります。東日本の震災の関係で、東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令の一部改正する省令というものが発令されまして、NO<sub>x</sub>・PM法の車種の規制における消防車両の特例期間が2年間延長となりました。そのために、平成26年の3月までにその特例期間が適用できますので、その期間までは今のはしご車が運用できるということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

山本委員 平成26年の3月までは今のはしご車をそのまま動かすことができるということで確認をさせていただきましたが、この車の当該車両の耐用年数との兼ね合いの中で、その後はどうなるのでしょうか。組織体が変わってしまう予定になっておりますけれども、その辺はどうなるのでしょうか。

警防課長 お答えいたします。

先ほどご審議いただきました広域の関係がありまして、広域の計画のほうに平成25年度、はしご車の新規購入か、それとも広域内の検討委員会のところで入間市のはしご車をどういう運用するのかというものが検討されると思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。



〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ消防所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時18分 再開

委員長 会議を再開いたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、企画部所管のものについて企画部長より説明を求めます。

#### 概要説明

企画部長 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）における企画部所管の予算概要につきましてご説明を申し上げます。

ご提案申し上げます補正予算案における企画部所管の部分につきましては、歳入のみでございます。恐れ入りますが、お手元の補正予算（第3号）説明書の12ページから13ページをお願いいたします。款19項1目1財政調整基金繰入金6,306万4,000円の増額につきましては、本補正予算における歳入歳出を精査し、不足する財源を財政調整基金から補てんするものでございます。

次に、同じページ、款22項1目7土木債、節1都市計画債のうち、公共事業等債は、区画整理事業において国庫交付金の追加交付が認められたため、当該事業の市費負担分の90パーセントを起債により財源を確保するものでございます。また、黒須第二子供広場用地取得事業債は、この用地を取得するため、取得費の75パーセントを起債により財源を確保するものでございます。

同じく目9教育債の節1小学校債、節2中学校債、節4保健体育債は、いずれも事業費が確定したことにより、起債発行額を減額補正するものでございます。

以上で企画部所管の入間市一般会計補正予算（第3号）の概要説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 財政調整基金繰入金で6,306万4,000円の繰り入れが計上されております。補正後の基金現在高がどのようになるのか、お示しをいただきたいと思っております。

財政課長 6,306万4,000円の繰り入れを行いました後の残高としまして、15億9,125万5,000円でございます。

以上でございます。

野口委員 黒須第二子供広場用地取得事業債が必要経費の75パーセントとお聞きしたのですが、これも、これは裁量の結果、それとも法定、どっちなのですか。

財政課長 この財源といたしまして、起債を組ませていただくわけでございますが、これは県のふるさと創造貸付金という貸し付けでございます、県から借り入れるものでございます。この黒須子供広場の用地取得事業は、県の規定の中では75パーセントという規定になってございます。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時22分 休憩

午後 1時23分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて総務部長より説明を求めます。

概要説明

総務部長 それでは、議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算（第3号）における総務部所管のものについて、その概要をご説明申し上げます。

歳入でございます。予算説明書の10から11ページをごらんをいただきたいと思います。款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節2徴税费補助金、埼玉県個人住民税納税率アップ事業補助金につきましては、当市が平成24年度から導入すべく準備を進めております通称コンビニ納付に係る市税統合システムの改修事業が埼玉県ふるさと創造資金緊急重点事業推進枠の対象事業となることから、県に補助金の交付申請を行ったところ、交付が決定をされたため、当該補助金238万3,000円を受け入れるものでございます。

続いて、歳出でございます。14から15ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち、説明欄、大事業、庁舎管理費、中事業、維持管理費906万2,000円の減額は、東日本大震災に伴う電力供給不足に対応するため3月から実施した節電

や夏季における節電対策により、上半期、これは4月から9月でございますが、の電気、ガスの使用料が当初予定より大幅に減ったこと、また電気需給契約を変更し、10月分から契約電力を10パーセント引き下げたこと等に伴う基本料金の減額や新たな食堂の営業が8月1日からと実質4月から7月まで休業であったということ等によりまして、電気料で685万5,000円、ガス料金で220万7,000円の減額をお願いをするものでございます。

次に、大事業、文書管理費、中事業、文書関係費3万9,000円の増額補正につきましては、平成24年4月1日予定の組織機構見直しに伴い、必要となる新設部長印等の公印4個を購入するためのものでございます。

次に、大事業、電子情報管理費、中事業、電子計算管理費、小事業、電子計算業務技術支援委託事業60万3,000円の減額は、パソコン等の障害対応として業務委託するヘルプデスク業務について、入札の結果、当初予定より価格が安価で契約できたことから、不用額を減額するものでございます。

同じく中事業、電子計算機器等整備費、小事業、パソコン整備事業696万7,000円の減額は、パソコンの購入金額が入札の結果、当初予定をした価格より安価にて購入できたことが主な原因でございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、大事業、自動車管理費160万9,000円の増額でございます。管財課所管の集中管理車両132台のうち、約80パーセント近い車両が10年を超える車両となっております。そのため、車検、法定点検、一般修繕等の修繕料が当初予定をしていた金額より増加したことに対応するため、自動車維持管理費93万5,000円の増額及び燃料費の高騰により、自動車燃料費67万4,000円の増額でございます。

最後に、款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、節23償還金、利子及び割引料、大事業、過誤納還付金及び還付加算金等につきましては、市税の過年度分を還付するものであります。当初予算4,500万円を計上いたしましたが、予定を超える過年度還付が発生をしたため、現予算が不足する状況になり、今回720万円の補正増をお願いをするものでございます。

以上が総務部所管のもの概要でございます。よろしく願いをいたします。

以上です。

委員長 これより総務部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

野口委員 先ほど述べられました電気料、ガス料の減ということで、これ下の食堂が半年弱というか、閉店していたということもあるということなのですが、来年度予算ではどのくらい今までよりも減というか、そういう見込みというか、もう立てていらっしゃるでしょうか、その点お聞きします。来年度の反映です。

庶務課長 食堂だけでしょうか。全体で。

野口委員 食堂等の特殊な事情があるということなので、普遍化というか、一般、来年はどのぐらい減ができるというふうに見込んでいますかと。

庶務課長 平成24年度当初予算におきましては、今要求をしているところでございますが、来年度も引き続き無理のない節電をやっていくという予定でございます。それで、ことしは無理したところもちょっとございまして、来年度の予算については今年度の実績をもとにして、その10パーセント、1割アップという形で一応要望のほうはさせていただいております。以上でございます。

野口委員 ことしの見込みの10パーセントアップということ。例年の……  
〔(ことしのです) と言う人あり〕

野口委員 ことしの見込みの1割アップと。  
〔(はい) と言う人あり〕

野口委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。  
〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ総務部所管のものについての質疑を終結いたします。  
以上で総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。選挙管理委員会事務局所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。  
次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて事務局長より説明を求めます。

#### 概要説明

選挙管理委員会事務局長 それでは、選挙管理委員会事務局所管のものについてご説明を申し上げます。

今回歳出のみの補正でございます。補正予算説明書の16ページ、17ページをごらんいただきたいと思っております。16ページ上段でございますが、款2総務費、項4選挙費、目3選挙費で680万8,000円を減額をお願いするものでございます。内容としましては、17ページ説明欄のとおり、農業委員選挙費につきまして事業が完了したため、その執行残額を減額したものでございます。ご存じのとおり、農業委員選挙につきましては無投票となったため、このような大きな減額となったものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 これより選挙管理委員会事務局所管のものについて質疑に入ります。  
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ選挙管理委員会事務局所管のものについての質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時33分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第100号 平成23年度入間市一般会計補正予算(第3号)のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告(午後 1時34分)

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 齋 藤 國 男